日本感染症医薬品協会奨励賞に関する規程

公益財団法人日本感染症医薬品協会（以下「本会」という）の定款第４条第１項、第３項及び第９項に基づいて研究助成等を行うために設ける日本感染症医薬品協会奨励賞（以下「本賞」という）に関し、次の通り定める。

第１条　本賞は、抗生物質及び関連医薬品の領域において、主として臨床に関連する優れた研究を行い、又は行いつつある者を発掘し、当該領域の研究を助成、育成すること等を目的とし、本賞の授与、研究者の育成のための講演会（類似した講習会等を含む。以下同じ）を開催する。

第２条　本賞の授賞候補は、原則として当該年度終了時に満 40 歳未満の研究者とし、公募とする。

第３条　本賞は賞状並びに副賞よりなる。

第４条　本賞の授賞は年１回とし、１回につき１又は２件とする。

第５条　本賞の授賞者は、理事会において選出された委員による選考委員会にて選考決定し、理事会に報告する。

第６条　本賞の選考については、別に定める規程による。

第７条　本賞に関する事務局は本会事務局とする。
２．本賞の授賞者は、副賞に関する経理を所属機関による機関経理とする。

第８条　本規程は、令和３年５月１４日より施行する。

第９条　この規程の改廃は、理事会の決議により決定する。

附 則
２０２１年（令和３年）５月１４日施行
２０２４年１１月１日改定（書式統一）